

平成30年6月1日から

富里バスターミナル駐車場を有料化

富里バスターミナル駐車場は、平成19年3月から高速バスや新木戸大銀杏公園の利用者の無料駐車場として市が管理運営していましたが、近年、利用目的外の不適正な駐車が多く、慢性的に混雑している状況となつています。このことから、適正に駐車場を利用いただけるよう、民間事業者が管理運営を行う指定管理者制度を導入し、有料化します。現在、指定管理者の候補者を選定中で、今後は市議会の承認を得た後、6月1日から有料駐車場として運営を開始する予定です。

■ 駐車料金

一般利用者と高速バス利用者で異なる金額とし、入庫後最初の90分までは無料、以降60分までごとに100円加算します。

また入庫後、24時間最大の金額は次のとおりです。

- 一般利用者
500円
- 高速バス利用者
200円

■ 企画課企画統計班

☎ (93) 1118



皆さんの意見を行政に反映させるために

審議会の委員を募集します

【共通】

■ 申込書配布

各申込先の窓口、日吉台出張所で配布のほか、市公式ホームページからダウンロード申込み
2月28日（水）までに、提出書類に必要事項を記入し、次のいずれかの方法で申し込んでください。

- 各担当課窓口持参
〒286-0292
（住所不要）
- 宛先に、担当課名を記入
電子メール

■ 郵送または電子メールでの提出は、提出した旨を電話連絡してください。

■ 選考方法・結果

書類選考。結果は応募者全員に個別通知します。
報酬 日額 7,000円
長の場合は、7,500円
費用弁償
会議1回につき1,000円

その他 市の審議会などの公募委員を2つ以上兼ねている人、市議会議員、市の職員は応募できません。

市健康づくり推進審議会

市民の総合的健康づくり対策を積極的に推進するための事項などを審議します。審議会は医療関係団体の代表者、市民団体の代表者、公募による市民など13人以内で組織します。

■ 募集人数 2人

■ 応募資格 市内在住または在勤で18歳以上の人

■ 任期 2年間 平成30年4月1日～平成32年3月31日

■ 提出書類 申込書、「富里市の健康づくりの推進について」をテーマにした400字以内の作文

■ 申込先 健康推進課予防班

☎ (93) 4121 ☒ kenkou@city.tomisato.lg.jp

市地域福祉審議会

地域福祉や障害福祉施策に係る長期計画の推進や運営などに、必要な事項を審議します。審議会は識見を有するもの、保健医療や福祉関係者、公募による市民の7人以上で組織します。

■ 募集人数 1人

■ 応募資格

次の項目に全て該当する人
○ 市内在住または在勤で18歳以上

○ 地域福祉活動やボランティア活動などの経験がある

■ 任期 3年間

平成30年4月1日～平成33年3月31日

■ 提出書類

申込書、「わたしの考える地域福祉づくり」をテーマにした800字以内のレポート

■ 申込先

社会福祉課厚生班
☎ (93) 4192
☒ fukushi@city.tomisato.lg.jp

税金は 私たちの暮らしを支える大切な財源です

市税の納期内納付にご協力を

市税は、福祉や教育、道路の建設など、私たちの暮らしを支える大切な財源です。納期内納付にご協力ください。税金を滞納すると、延滞金が増えたり、督促状や催告状の発送などの事務費用も発生します。この事務費用も、税金から支出されています。

納付が困難なときは 早めに相談を

納期限内の納付が難しいときは、早めに相談してください。未納のままにしておくと、延滞金が発生するほか、滞納処分の対象となります。納税相談は、市役所開庁日のほか、毎月第4日曜日に「休日納税相談」（今月の相談は6ページ参照）を実施しています。

■ 猶予制度について

様々な事情により、納期限までに納めることができない人は、一定の条件を満たせば納税を猶予することができます。

■ 徴収の猶予

次の理由に該当するときは、申請することで、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ① 財産について災害を受けた、または盗難に遭った
- ② 納税者またはその生計を一にする親族が病気にかかった、または負傷した
- ③ 事業を廃止または休止した
- ④ 事業について著しい損失を受けた など

■ 換価の猶予

納税について誠実な意思を

有する人が、市税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にする恐れがあるときなど一定の要件に該当するときは、1年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

■ 猶予期間

徴収猶予の期間は、原則1年以内です。ただし、やむを得ない理由があると認められたときは、すでに猶予をした期間と併せて、最長2年以内で徴収猶予することができます。

■ 納税課納税班

☎ (93) 0433

市税の納付は 口座振替が便利です

一度申込手続きをすると翌年度以降も自動継続されます。

■ 口座振替できる市税

市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

■ 申込み 口座振替申込書

（①または②）に必要事項を記入・押印し、申込書の種類に応じて提出してください。

①専用ハガキ

市役所（納税課など）と日吉台出張所に備え付けてあります。申込書に個人情報保護

シールを貼り付けて郵送するか、納税課に提出してください。②A4サイズ（3枚複写）納税課と市内の金融機関に備え付けてあります。納税課または市内金融機関に提出してください。

■ 申込期限 開始希望期の納期限の2か月前まで

【例】平成30年度固定資産税・都市計画税第1期（納期限5月1日）から希望するとき

2月28日（水）までに申込み

■ 納税課管理班

☎ (93) 0434

■ ペイジー口座振替

（国民健康保険税のみ）キャッシュカード（対象金融機関のみ）、免許証など本人確認ができるものを国保年金課窓口持参し、暗証番号入力などの手続きを行うと即時に申し込みができます。

■ ペイジー口座振替について

■ 納税課納税班
☎ (93) 4084

社会保険料控除証明書 （国民年金保険料）

平成29年10月1日以降に、国民年金保険料の納付を開始した人には2月上旬に日本年金機構から控除証明書が送付されます。それ以外の人はすでに発送されています。

年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書の添付が義務付けられています。紛失しないよう注意してください。

■ ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570（003）004（平日は午前8時30分～午後7時、第2土曜日は午前9時～午後5時）